

第10回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月26日（水）10時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 状況報告
- 4 各局発言
- 5 本部長指示
- 6 閉会

1 基本的な考え方

- 第9回本部会議において、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組をはじめとして、都としての基本的な方針を示した。
- この数日間における情勢の変化を踏まえ、基本的な方針をもとに、より具体的・集中的に取り組む対策として取りまとめたものである。
- 3つの視点を踏まえ都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、民間にお願いする事項として整理を行った。
- 今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、関係各局で連携を図りつつ更なる感染拡大防止に向けて取り組む。

2 集中的取組

以下の3つの視点から、今後3週間程度（～3 / 15）集中的取組を実施

I 医療体制の充実

相談・検査体制の強化、医療提供体制の充実、SNS等の活用 など

II 感染拡大の防止

① イベントの延期・中止、都立施設の対応等

都主催イベント等の延期・中止、都民利用施設における対応 など

② 官民におけるスムーズビズの加速化

時差ビズの推進、テレワークの強力な推進、健康管理の徹底 など

③ 学校等における対策の強化

都立学校における対応、区市町村立学校との連絡体制強化等 など

III 広報の強化徹底

広報体制の強化、新型コロナウイルス専門HPの立上げ・SNS等の活用 など

3 今後の対応

事態の進行により、対策の強化、修正、変更が必要な場合には、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部で議論し、都度、対策を迅速に具体化していく。

I 医療体制の充実

具体的対策	実施内容
<p>① 相談・検査体制の強化 【所管局：福祉保健局】</p>	<p>【相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談（コールセンター）の拡充【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を4回線から6回線に増加 ・ 多言語での相談に対応（英語、中国語、韓国語） ・ F A Xにより聴覚障害者等への相談に対応 ○ 帰国者・接触者電話相談センターの拡充【2月19日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を最大3回線から最大5回線に増加 <p>【検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間検査機関の活用【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間検査機関へ検査の一部を委託することで、1日当たりの最大検査可能件数を約100件増加 ○ 東京都健康安全研究センターにおける体制の拡充【補正予算対応予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器を追加購入することで、1日当たりの最大検査可能件数を120件から240件に増加
<p>② 医療提供体制の充実 【所管局：病院経営本部等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立・公社病院の更なる受入れの拡大（50床程度から100床程度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関等の病床の更なる活用により、受入れの拡大 ○ 感染症指定医療機関の役割を重症患者対応へシフト <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関では重症患者を、その他の医療機関では軽症～中等症患者を診察する体制の整備に向け、東京都医師会等との連携により各医療機関へ協力を要請 ○ 院内感染対策の強化
<p>③ SNS等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型配信等により、積極的な広報を展開

Ⅱ-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
<p>① 都主催イベントの原則、延期・中止 【所管局：政策企画局等】</p>	<p>○ 「都主催イベントの取扱いについて」により、2月22日から3月15日を拡大防止の重要な期間として位置づけ、都主催イベントを以下の対応方針に基づき延期・中止</p> <p>【屋内のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模なもの、食事を提供するもの …… 原則、延期又は中止 ※ 屋内の大規模なイベントで、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、感染リスクへの必要な対策をとり、実施 <p>【屋外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を提供するもの …… 原則、延期又は中止 <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価を行い判断 （開催規模・場所、期間・時間、参加者同士の距離、参加者の特性 等） ・ 実施の場合は、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件 ・ 必要な対策が十分に実施できないと判断される場合は、延期 など <p>【例】「TOKYOふたり未来会議」（2/22中止） 「BEYOND STADIUM 2020」（2/24中止）</p>

Ⅱ-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
<p>② 都民利用施設における対応 【所管局：総務局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえ、施設の休止を判断 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都立スポーツ施設における個人利用（室内で器具等を共用するトレーニングジム等）については、3/15まで利用を中止する。順次、ホームページ等で案内する予定 ・ 職員食堂の混雑緩和 一般利用客に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけ 職員の昼休みの分散化をさらに拡大し、混雑時間帯の利用を回避 （現行11時半～13時半まで → 11時～14時まで（予定）） ○ 不特定多数の都民が訪れる都の施設について時間短縮、混雑緩和、休館等の対応を検討（都庁展望室など） ○ 窓口における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口において利用者による待機列が見込まれる場合に、電子申請の推奨や整理券配布等、利用者同士の接触を極力回避するよう運営方法を工夫 ・ 窓口業務を行う職員等のマスクの着用や手洗い、うがい等を引き続き徹底 ○ 都庁舎等の入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示 【例】 都庁舎においては、日本語、中国語、英語の3か国語により注意喚起を掲示
<p>③ 都営地下鉄におけるサーモグラフィーの設置 【所管局：交通局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅改札口付近へ赤外線サーモグラフィーを設置し、お客様が乗車前に体温を自己チェックできる体制を検討中

Ⅱ-② 感染拡大の防止（官民におけるスムーズビズの加速化）

具体的対策	実施内容
<p>① 時差ビズの推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】</p>	<p>【民間】 ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・ 経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメルマガ送付） ・ 鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ</p> <p>【都】 ・ 本庁職員全員(*)を対象として、オフピーク通勤を実施 （8:30～9:30始業を回避）（*）窓口業務等への対応職員を除く ・ 出先事業所では、時差出勤を前倒し実施</p>
<p>② テレワークの強力な推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】</p>	<p>【民間】 ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・ 中小企業のテレワーク導入を専門家派遣と助成金で支援 ・ 経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメルマガ送付） ・ 鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ</p> <p>【都】 ・ 本庁職員全員(*)を対象として、週4回を目安にテレワークを実施 （*）窓口業務等への対応職員を除く ・ 出先事業所の一部にテレワーク端末を配備</p>
<p>③ 健康管理の徹底 【所管局：総務局、産業労働局等】</p>	<p>【民間】 ・ ①及び②の業界団体や企業への要請の際、従業員への手洗いや咳エチケットの励行を要請</p> <p>【都】 ・ 職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても、所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼 ・ 発熱等の風邪症状がある場合には、年休取得のほか、本人の申し出によりテレワーク又は「自宅勤務」を認める。この場合、外出禁止と定期連絡等を条件とする（当面2週間の対応）。また、出勤後に体調不安のある際は、帰宅を勧奨</p>
<p>④ 都主催会議・出張への対応 【所管局：総務局、産業労働局等】</p>	<p>【都】 ・ 都主催の会議（審議会、各局の説明会等）は、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期（当面次年度に実施） ・ 会議実施に当たっては、規模の見直しやテレビ会議の活用も検討 ・ 現地確認など業務上必要な出張は、最小限の回数や人数で実施 ・ 本庁・出先事業所間の打合せは、原則としてメールや電話で実施 ・ 事業者に対し、都との打ち合わせについては、極力メール等による実施を要請</p>

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的対策	実施内容
① 都立学校における対応【所管局：教育庁】	
感染症予防策のさらなる徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検温や手洗いの励行 幼児・児童・生徒や教職員等に対し、検温や手洗いを励行 ○ 春季休業期間中の健康観察 春季休業期間における家庭との連携による健康観察の実施
感染者が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業の実施 幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校については、自治体の保健衛生部局からの助言や協議等により、1 4 日間を目安に臨時休業を実施 ○ 濃厚接触者の把握 幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者である場合の学校への連絡を保護者に依頼
教育活動の当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式の対応 参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施 ○ 時差通学の実施 感染予防の観点から始業時間の繰下げ等、原則、公共交通機関の混雑時を避けた登下校の実施 ○ 春季休業期間の前倒し（自宅学習） 学年末考査を終了した学校から、順次、自宅学習を実施
② 区市町村立学校との連絡体制強化等【所管局：教育庁】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校の方針を区市町村教育委員会と共有するとともに、連絡体制の強化を図り、取組を支援

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的対策	実施内容
<p>③ 私立学校に対する対応 【所管局：生活文化局】</p>	<p>○ 文部科学省の方針等や、都立学校における取組等について情報提供を行い、私立学校における適切な対応を要請する。</p>
<p>④ 首都大学東京における対応 【所管局：総務局】</p>	<p>○ 文部科学省の方針等を踏まえ、感染者が発生した場合は、出席停止や臨時休業などの対応を実施</p> <p>○ 入試を除き、イベントは原則、延期又は中止の方向で検討中。 3月15日以降となる、卒業式、入学式の取り扱いについては、別途検討</p>
<p>⑤ 社会福祉施設等における対応 【所管局：福祉保健局】</p>	<p>○ 都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを受け、社会福祉施設等向けに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項を作成、周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会の自粛 ・ 職員、利用者の検温と健康観察の徹底 ・ 施設と医療機関、東京都所在地自治体との連絡体制の確認

Ⅲ 広報の強化徹底

具体的対策	実施内容
<p>① 広報体制の強化 【所管局：政策企画局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを新たに設置 ＜メンバー＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策企画局報道担当理事をトップとする。 ・ 政策企画局、戦略政策情報推進本部、総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、教育庁
<p>② 新型コロナウイルス専門HPの立上げ、SNS等の活用 【所管局：政策企画局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特設サイトの拡充、SNS等、デジタルメディアの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の新型コロナウイルス感染症対策特設サイトについて、より分かりやすい内容に拡充 ・ 動画やインフォグラフィックを活用したわかりやすいコンテンツを作成し、内容を充実 ・ 同様の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型発信等により、積極的な広報を展開（再掲） ○ 新たな専用ホームページの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時性のあるデータ発信が可能な機能を搭載 ・ 海外向けの発信を想定したビジュアルを呈した内容により構成

Ⅲ 広報の強化徹底

具体的対策	実施内容
<p>③ 患者等に対する人権への配慮を呼びかけ 【所管局：総務局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メッセージの発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不確かな情報に惑わされて患者や対策に関わった方々の人権侵害が行われることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけ ○ 相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な相談窓口の周知を図る。
<p>④ 新型コロナウイルス感染症に係る労働相談 【所管局：産業労働局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の各労働相談情報センターにおいて、社員間でのハラスメント等のトラブル抑止の相談等に対応

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項

新型コロナウイルス感染症については、感染源や感染経路が判明していない症例が増えてきているなど、感染拡大を防止する上で重大な局面を迎えています。

高齢者や障害者は感染症が重度化しやすいことから、社会福祉施設等において、感染症の予防及びまん延の防止に万全を期していくことが重要です。

これまで、各施設等には、新型コロナウイルスへの対応を徹底するようお願いしているところですが、2月22日に都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを踏まえ、感染拡大防止に向けた留意点を下記の通りまとめましたので、徹底していただくようお願いします。

1 施設に関わる全ての方への対応

- 面会者等を含め、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう、対策を徹底すること。
- 各社会福祉施設等の管理者、医師及び看護職員等は、利用者等の状況に注意し、日頃からの衛生管理等が徹底されるようにするとともに、必要に応じて感染拡大防止のための適切な措置を講じること。

2 職員の方への対応（事務職や送迎に携わる職員、ボランティア等を含む）

- 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないこと。（過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）
- 管理者は、職員の健康状態を確実に把握するよう努めること。基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましい。施設内に立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

3 面会者への対応

- 面会については、感染経路の遮断の観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

4 利用者への対応

- 利用者に次の症状がある場合には、保健所に設置されている「帰国者・接触者電話相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合
 - ・ 上記以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合
- 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、次の事項などに留意すること。
 - ・ 疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
 - ・ 個室が足りない場合については、同じ症状の人を同室とすること。
 - ・ 疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
 - ・ 罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。 等
- 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応すること。
- 通所・短期入所等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には原則として利用を断るものとする。
- 発熱により利用を断った利用者には、次のとおり対応する。
 - ・ 社会福祉施設等（通所・短期入所等）から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行う。
 - ・ 当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
 - ・ 訪問介護等の提供等に際しては、地域の保健所に相談するとともに居宅介護支援事業所等と連携してサービスを提供すること。

5 行政への報告

- 発熱等の症状により感染が疑われる職員や利用者がある場合には、上記4の「帰国者・接触者電話相談センター」のほか、他の感染症と同様に、区市町村や東京都など、予め指示されている連絡先に速やかに報告すること。

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（厚生労働省発表）（2月25日9時時点）

	中国	香港	マカオ	台湾	日本	韓国	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	<u>77,658</u>	<u>81</u>	10	<u>30</u>	<u>139</u>	<u>833</u>	<u>90</u>	1	35	16
死亡者数	<u>2,663</u>	<u>2</u>	0	1	1	<u>7</u>	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アフガニスタン	フィンランド
患者数	22	<u>22</u>	<u>35</u>	<u>10</u>	12	16	1	1	<u>13</u>	1
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン
患者数	3	3	<u>229</u>	<u>13</u>	2	1	2	1	1	<u>61</u>
死亡者数	1	0	<u>6</u>	0	0	0	0	0	0	<u>12</u>

	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	合計
患者数	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>79,353</u>
死亡者数	<u>0</u>	<u>2,694</u>						

※ 日本においては、その他 16 名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、691 名の陽性、4 名の死亡者数が確認されている。

○ 都の発生状況 32 名（2月25日9時時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者 29名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月19日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
 - ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
 - ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着
 - 東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた145名について、2月14日に検査を実施した結果、1名が陽性

〈第4便〉

- ・2月7日10時13分頃、羽田空港に198名が到着
東京消防庁から計10隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（薬剤師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荳原病院	1名
都立墨東病院	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〈第5便〉

- ・2月17日6時50分頃、羽田空港に65名が到着
東京消防庁から計8隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（事務等）を派遣
- ・体調不良の方2名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
都立墨東病院	1名
都立多摩総合医療センター	1名

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・691名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ198名受入れ
- ・2月14日、国からの緊急要請に基づき、検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・下船者の大型観光バスによる輸送対応

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みむことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNS を始め、各種媒体を活用した広報活動
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定

○ **都庁舎・事業所共通**

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス検査実施状況（都内）

令和2年2月25日時点

検査実施	検査数 (件)	陽性者数 (件)	備考
～1/31	11	3	・湖北省武漢市2 ・湖南省1（武漢市 滞在歴あり）
2/1～2/7	12	0	
2/8～2/14	9	3	
2/15～2/21	413	22	
2/22～2/25	87	4	
合計	532	32	

（陽性者の状況）

陽性者32名のうち、重症は5名

（検査実績）

2月24日までのクルーズ船、チャーター便等を含む総検査件数は、

1,173件

帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について

1 開設日時

令和2年2月7日（金）午後5時

2 受付時間・設置期間

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね午前9時～午後5時)	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

3 相談対応件数

	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)	2/12 (水)	2/13 (木)
午前9時～午後5時	-	25	26	116	25	124	124
午後5時～翌午前9時	17	9	9	21	7	23	32
合計	17	34	35	137	32	147	156

	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)	2/19 (水)	2/20 (木)
午前9時～午後5時	245	72	90	827	1,065	1,048	757
午後5時～翌午前9時	106	84	96	143	143	161	114
合計	351	156	186	970	1,208	1,209	871

	2/21 (金)	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月祝)	累計
午前9時～午後5時	714	81	75	115	5,529
午後5時～翌午前9時	142	170	174	188	1,639
合計	856	251	249	303	7,168

4 帰国者・接触者外来への紹介人数

65人

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター) の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日(水)午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	168	96
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	102	81
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	69	50
合計	23	324	402	276	193	339	227

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)
午前9時～午後1時	109	83	74	58	30	68	45
午後1時～午後5時	74	56	55	39	23	53	19
午後5時～午後9時	63	31	47	28	26	35	14
合計	246	170	176	125	79	156	78

	2/12 (水)	2/13 (木)	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)
午前9時～午後1時	53	51	109	86	117	163	150
午後1時～午後5時	63	47	102	107	87	129	132
午後5時～午後9時	33	55	89	101	109	110	93
合計	149	153	300	294	313	402	375

	2/19 (水)	2/20 (木)	2/21 (金)	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月祝)	2/25 (火)	累計
午前9時～午後1時	165	125	142	187	182	106	161	3,025
午後1時～午後5時	121	116	156	135	155	135	145	2,515
午後5時～午後9時	117	93	183	165	129	198	154	2,330
合計	403	334	481	487	466	439	460	7,870

都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～

【感染を疑う方】発症前2週間以内に・・・

- ・「新型コロナウイルス感染者」と濃厚接触※をした方で、①発熱または②呼吸器症状がある方
- ・「流行地域※を訪問した方」または「流行地域への渡航・居住歴がある方と濃厚接触した方」で①発熱37.5度以上かつ②呼吸器症状がある方

あてはまらない

あてはまる

「風邪のような症状」「37.5℃以上の発熱」

「強いだるさや息苦しさ」がある方



(一般の方) 症状が4日以上続く場合

(高齢・基礎疾患がある・妊婦の方)
症状が2日程度続く場合

不安に思う方

微熱や軽い咳が出ている

感染したかもしれないと不安



【仮称】新型コロナ患者相談センター

(帰国者・接触者電話相談センター)に電話(24時間対応)

【平日(日中)】各保健所 ※電話番号は福祉保健局HPに掲載

【土日祝・夜間】03-5320-4592

【仮称】新型コロナ一般相談

(専用コールセンター)に電話

【午前9時から午後9時(土日祝含む)】

03-5320-4509 (2/27まで)

0570-550571 (2/28から)

専門的な助言が必要な場合
患者相談センターを案内

受診が必要と判断

新型コロナ患者外来(帰国者・接触者外来)を受診

※マスクをして公共交通機関をできるだけ使わずに

医師が検査の必要ありと判断

PCR検査(東京都健康安全研究センター等)

陽性

入院(感染症指定医療機関等)

受診が不要と判断

医師が検査の必要なしと判断

陰性

自宅で安静

医療機関を受診

※症状が良くならない場合は、
再度患者相談センターに相談

※流行地域：中華人民共和国 湖北省又は浙江省

※濃厚接触：疑い事例との同居・長時間の接触、感染防護措置なしで患者の診察・看護・介護、感染の疑いがある方の体液等に直接接触

(案)

令和2年2月26日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症は、発端となった中華人民共和国を中心に、全世界で2千人を超える死者、7万人を超える感染者を出す事態に至っており、また、2月25日には、日経平均株価が一時1千円以上も急落するなど、人々の生命・健康を脅かす深刻な人的被害のみならず、各国の経済活動にも甚大な影響を及ぼしつつあります。

我が国において指定感染症に指定されている今般の感染症がもたらす脅威に対し、この間、都は、危機管理対策会議の開催や対策本部の立ち上げ、中国・武漢市からの帰国者の都立病院・公社病院への受け入れ、住民に向けた相談窓口や医療提供体制の確保、そして、こうした対策を推進するための補正予算の編成など、都民の生命・健康を守るための対策を幅広く講じておりますが、日々、新たな感染者の報告が寄せられるなど、予断を許さない状況が続いております。

政府の専門家会議において、「これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」と指摘されているように、更なる感染拡大を防ぐためには、実効性ある対策を徹底的かつ迅速に講じることが重要です。

国におかれては、国民の安全の確保、区市町村、医療機関での円滑な対応、経済活動への影響の抑制に向け、下記のとおり対策を講じられるよう、緊急要望いたします。

記

- 1 更なる感染拡大の防止及び経済活動への影響の抑制を図るため、経済団体等と連携し、ナンバープレートを活用した交通マネジメント政策のような、テレワーク、時差出勤等の徹底的な実施に向けた具体的な推進策を強力に講じること。
- 2 今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等を活用し、検査体制の抜本的な強化を図ること。
- 3 一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムを提示すること。また、オンライン診療が可能となるよう、速やかに検討すること。
- 4 住民からの医療相談に的確に対応するために、国における電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体が実施する一般相談窓口や帰国者・接触者相談センターの対応を拡充できるよう、必要な支援を実施すること。
- 5 不正確な情報による混乱の発生を避けるため、国民、企業、地域等へ、迅速かつ正確な情報提供及び広報を行うこと。

都としては、更なる感染拡大の防止に向け、引き続き、国と連携しながら、対策に万全を期してまいります。

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまでも建設業者団体あてに適切な対応を重ねてお願いしてきたところですが、このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明しました。また本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたところです。つきましては、貴職におかれては、当該基本方針に則った対策を講じていただくことに加え、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、下記を踏まえて適切にご対応いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

併せて、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようお願いいたします。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部での今後の対応等に応じ、下記事項を含め、更新・具体化などの必要がある場合には、改めて通知させていただきますのでご留意ください。

また、各都道府県におかれては、被害の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

記

1. 貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村（以下、単に「貴都道府県等」という。）におかれましては、公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく願います。

2. また、貴都道府県等の発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いします。
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、よろしくお取り計らいください。
4. 公共工事の請負契約については、公共工事標準請負契約約款第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされています。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記3. 及び4. の措置を講じるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるようご留意願います。

「第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月26日（水）10時30分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは「第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。

冒頭、本部長であります知事からご発言をいただきます。

【知事】

おはようございます。今日は午後から都議会代表質問、一般質問と、この3日間集中しており、皆さんも準備に忙しいところかと思います。そんな中で新型コロナウイルス感染症は日々状況が変わっているという中において、第9回の対策本部会議では、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組など、都としての基本的な方針を示したところでございます。

一方で週が変わって、状況がさらに進んでいるということを踏まえまして、今日はこの第10回の会議を開いたところでございます。

都を含めまして全国的に感染経路が明らかではない患者が多く発生しているという状況、そしてこの1、2週間が感染の急速な拡大が収束できるかどうかの瀬戸際という切迫している状況を踏まえ、先の基本的な方針をより具体化するとともに、短期間に集中的に取り組む対策を本日、取りまとめてまいります。

具体的には、「医療体制の充実」、「感染拡大の防止」、「広報の強化徹底」、この3つの視点を都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、そして民間にお願いする事項として整理を行ったものであります。

前回の会議が2月21日でありましたが、その際に3週間を集中の期間といたしました。よって、3月15日までの3週間程度の期間を集中対策期間と位置づけ、関係各局で連携を図りながら、更なる感染拡大防止に向けて取り組むこととしたので、よろしくお願ひしたいと存じます。

見えない敵に向かって、東京都は都民の健康を守る、このことを第一に、また、経済の健康も守るという両方から集中して、また今が平時ではなく有事であるという認識をもって、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは各局の取組につきまして、説明をいたします。

まず、「医療体制の充実」につきまして福祉保健局長からお願ひいたします。

【福祉保健局】

まず、当局の相談・検査体制の強化についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談及び帰国者・接触者電話相談センターそれぞれのセンター機能、電話相談機能を拡充いたします。規模及び対応の幅を持たせるということで、記載のとおり拡充させていただきます。それから検査体制の強化の部分でございますが、民間検査機関の活用を2月28日から導入させていただきます。これによりまして、1日当たり最大100件の処理対応件数が増加するというところでございます。

あわせて、東京都健康安全研究センターにおける体制拡充、これは補正予算対応予定でございますが、1日当たりの最大検査可能件数が120件から240件へ倍増すると考えております。トータルすると340件程度の1日当たり処理件数となります。

2つ目の医療提供体制の充実でございますが、都立・公社病院の更なる受け入れ拡大、規模といたしましては、50床から100床程度の拡充を図っていきたいと考えております。それから、感染症指定医療機関の役割を重症患者への対応へシフトしていきたいと考えております。これ

は今後の感染症拡大に備えるという意味で、民間の機関等の活用も含めて、対応を考えているところでございます。これにつきましては、医師会はじめ、医療機関等と十分な調整をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。続いて、感染症拡大の防止、イベントの延期・中止についてですが、これに関しましては、「都主催のイベントの取扱いについて」の対応方針に基づきまして、延期・中止をするものでございます。

同じく感染拡大の防止として、都立施設の対応等について総務局長からお願いします。

【総務局】

都民利用施設等の対応につきましてですが、「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえまして、施設の休止等について、判断していただきたいと思っております。具体例といたしまして、職員食堂につきましては、混雑緩和を図るため、一般利用者の方に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけていただきたいと思っております。また、職員につきましては、昼休みの分散化をさらに拡大いたしまして、混雑時間帯の利用を回避してまいります。

次に、時差ビズの推進及びテレワークの強力な推進についてです。テレワークにつきまして、これは民間に対する呼びかけと都の取扱い等が両方入っておりますが、都の取扱いについてお話いたしますと、本庁職員全員で現在1万人におりますけれども、これを対象としてオフピーク通勤を実施するとともに、出先事業所では、時差出勤を前倒しして実施することといたしました。

さらに、前回は本庁職員全員を対象として、週2回のテレワークと申し上げておりましたが、これをさらに増強しまして、週4回行う。それから、出先事業所の一部に端末を先行的に配備することによって実施していきたいと考えております。

また、職員の健康管理の徹底のために、職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼等で確認することといたします。

また、発熱等の風邪症状がある場合につきましては、一定の要件のもと、年休の取得以外にも、本人の申し出によりテレワークあるいは自宅勤務により出勤を回避することを認めます。

最後に都主催の会議や出張への対応については、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期するなどの取組を行いたいと思います。

また、都と打合せを行う事業者等に対しても、なるべくメール、電話等により対応することとし、都庁への来庁を避けていただくよう協力を依頼したいと考えております。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。続いて民間の取組の推進につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局】

民間におけるスムーズビズの加速化について、ご報告いたします。民間企業での時差ビズやテレワークの取組を強力に推進するため、都市整備局と一体となりまして、すみやかに経済団体や企業へ直接出向いて、調整を行うこととしております。具体的には、可能なかぎり多くの社員が時差出勤やテレワークの取組を行うとともに、特に大企業には、グループ企業や取引先企業にも積極的に働きかけ、中小企業での取り組みが進むように要請をしております。

あわせて従業員の方々の手洗い・咳エチケットの励行、体調不良者が休暇を取りやすい環境の整備も要請し、感染拡大の防止を促しております。

また、この機会にテレワークの一層の推進を図るよう、その導入や拡大を図る中小企業に対しては、専門家の派遣や導入経費の助成により、サポートしてまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。次に、学校等における対策の強化についてです。教育庁からご説明をお願いいたします。

【教育庁】

教育庁から都立学校における感染防止対策の強化を図る部分を中心に申し上げます。3点ございます。

1点目として「感染症予防策のさらなる徹底」でございます。これは、幼児・児童・生徒、あるいは教職員、外部人材も含めて必ず毎日検温をするということを徹底してまいります。

次に、春季休業期間においても家庭との連携によりまして、健康観察を継続・実施してまいります。

2点目は、「感染者が発生した場合の対応」でございます。幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校につきましては、学校の所在自治体の保健衛生部局からの助言・協議等によりまして、14日間を目安に臨時休業を実施いたします。

また、幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者となった場合につきましては、直ちに学校へ連絡していただくようプライバシーに配慮しながら保護者へ依頼することによって、対応を図っていきたいと思っております。

3点目は、「教育活動の当面の対応」についてでございます。卒業式につきましては、参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施してまいります。

また、感染予防の観点から、始業時間の繰り下げ等、原則、公共交通機関の混雑時を避けた登下校による時差通学を実施いたします。

さらに、学年末考査、これは今週来週に集中しておりますが、こちらを終了した学校から、順次、自宅学習を実施し、春季休業期間、いわゆる春休みを前倒しといたします。

以上3点の都立学校の取組につきましては、区市町村教育委員会と情報を共有するとともに、

連絡体制の強化を図って、都内全体の公立立学校の取組を支援してまいります。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

ただいま説明のありました都立学校等における取組に合わせまして、私立学校、首都大学東京、社会福祉施設等においてもそれぞれ対応している状況であります。

次に、集中的取組の3つ目の柱であります広報の強化徹底につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局】

それでは、広報の強化徹底について報告いたします。東京都新型コロナウイルス集中対応策として、広報に関する新たな体制の整備についてであります。都はこれまでも関係各局が連携いたしまして、迅速かつ正確な情報発信を行っています。ここにきて、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生するなど、ここ1～2週間が瀬戸際であります。感染の流行を早期に終息させるためには、新型コロナウイルス感染症対策に関する正しい情報や現状を都民に分かりやすく伝えることがより一層重要になっています。このため、政策企画局報道担当理事をトップとする特別広報チームを新たに設置し、広報の強化徹底を図ることといたしました。

次に、広報展開については、即時性のあるデータ発信が可能で、海外向けの情報発信を想定した新たな専用ホームページの作成に着手いたしますが、立ち上がるまでの間は、現行の特設サイトをより分かりやすい内容に拡充することといたしまして、動画やインフォグラフィックを活用した分かりやすいコンテンツを作成し、内容を充実してまいります。

さらに、都民のみなさまの不安解消に向け、バナー広告やSNSを活用したプッシュ型の情報発信により、積極的な広報に努めてまいります。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございます。

ただいま説明のありました施策のほか、患者の皆様などに対する人権の配慮に関する呼びかけや、新型コロナウイルス感染症にかかる労働相談といった施策についても合わせて実施しております。

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意事項については、後ほどご参照ください。

続いて、新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応という最新の状況でございます。現在の状況につきましては、2月25日9時の時点で、患者数が79,353名、死亡者数につきましては2,694名というところです。都の発生状況につきましては、25日時点で32名となっております。

新型コロナウイルス検査実施状況等について、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

検査の実施状況、都内の部分でございます。合計で検査数532件、陽性者数32件でございます。それ以外に国の要請に基づくチャーター便、クルーズ船の方々への支援等々で、都として健康安全研究センターで1,173件の検査を実施しているところでございます。今後、民間検査機関を活用するというので、あわせて検査体制の強化をさらに図ってまいりたいと考えております。

電話相談センターの受付状況及び一般の電話相談件数の推移については資料をご覧ください。

次に「都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」というチャート図についてです。国のほうで示された感染を疑う方の基準や、一定期間、例えば一般の方は4日間療養していただく、高齢の方だと2日間療養していただく目安等が示されているわけですが、それを図解したものでございます。それぞれの基準にあてはまらない場合でも、微熱がある、の

どが痛い等のご不安に対して都としてどのように対応していくかをチャート図で示させていただきました。

基本的にはそれぞれ先ほど申し上げた電話相談センター及びコールセンターが起点になります。とりわけ、一般的なご疑問等の相談については、専用のコールセンターの「(仮称) 新型コロナ一般相談」にお電話いただければここでご相談に乗り、その後専門相談等については、電話相談センターに繋いだりといったルートでご不安に対してお応えしていくということを都民の皆さまへ発信していきたいと考えております。

次に、国に対する緊急要望でございます。先ほど知事のほうからも、この1～2週間が感染の急速な拡大を収束できるかどうかの正念場だというご発言をいただきました。これを受けまして、都としても国に対して以下に掲げる5点について緊急要望させていただきます。

1点目につきましては、更なる感染拡大の防止及び経済活動への影響の抑制を図るため、経済団体等と連携し、ナンバープレートを活用した交通マネジメント政策のような、テレワーク、時差出勤等の徹底的な実施に向けた具体的な推進策を強力に講じること。

2点目といたしましては、今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等を活用し、検査体制の抜本的な強化を図ること。

3点目は一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムの提示をしていただきたいということ。

また、相談窓口を各自治体が持っておりますが、そこへの適切な支援、さらには正確な情報を国民、企業、地域等へ伝えていただきたいということで、改めてこれを国にお願いしたいと考えております。

【危機管理監】

ありがとうございました。続きまして、施工中の工事等における対応について、財務局長からお願いいたします。

【財務局】

昨夜、国土交通省より、公共工事の発注者に対する対応ということで通知がありましたのでご案内いたします。

具体的には4点ありまして、1点目は、建設現場等におきまして、アルコール消毒液の設置など、感染予防の徹底を図ること。

2点目は、感染者があることが判明した場合には、速やかに発注者に報告するなど、必要な連絡体制の構築を図ること。

3点目は、現場作業に影響が出る場合には、必要に応じて工期の見直し等の適切な対応を講じること。

現場での施工を継続することが困難な場合には、的確に工事の一時中止を指示すること。以上の4点でございます。

これらの内容につきましては、この後財務局から工事現場を監督する部署、契約担当する部署等の各局の関連部署に周知を図りますので、それぞれ各局におきましては、現場の事情に応じて、適切に対応していただければと考えております。

もう1点、都庁展望室につきましてご報告いたします。観光客をはじめとして多くの方が訪れる第一本庁舎45階の都庁展望室につきまして、都民の方、来庁される皆さまの健康と安全を最優先に考慮いたしまして、当面の間、休室することといたします。休室期間につきましては、明日2月27日から、集中対策期間であります3月15日までを予定しておりますが、今後の状況によりまして期間の延長を検討してまいります。来室を予定していた方につきましては、ホームページ、ツイッター等を活用しながら、速やかに、かつ継続的に情報提供を行ってまいります。この間ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいしいと思います。

【危機管理監】

ありがとうございました。その他ご発言のある局はございますか。それでは福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

1点補足でございます。先ほど都内の検査実施状況について口頭でトータルの件数についてご報告させていただきましたが、後ほど資料差し替えの上、配布させていただきたいと思っております。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは最後に本部長からご発言いただきます。

【知事】

関係各局の皆さん本当にご苦労様でございます。特に現場をお持ちの皆様方には本当にご協力いただいております。今はとにかく集中的に取り組むということが重要でございます、それらの報告をいただいたところです。

都としては、感染拡大防止の観点から相談体制を拡充すること、それから SNS なども活用しながら広報の強化に徹底して取り組んでいく旨が述べられました。ぜひ実施していただきたいと思っております。それから都民の皆様にも今後、イベントの延期・中止や施設の休館、展望室を明日から閉めるという話など、いろいろとご不便をおかけする場合もございますが、今の状況を鑑みてぜひご理解をいただきたいと存じます。

また、今回、新型コロナウイルス感染症に関して、改めてフローチャートにして、どのように自分のことをどこに連絡すればいいのか、相談すればいいのか、都民の皆さまに分かりやすく説明するこのようなチャートを使っております。都民の皆さまのニーズに的確に応えていくということが不安を取り除く1つの方法でもございますので、この点よろしくお願いいたします。

それからテレワークでありますけれども、いくつかの大手企業が踏み切っておられます。ぜひともこの際テレワークをしっかりと進めていく、このことで経済団体と協力が必要になってまいりますので、そこも含めて強力に推進していきたいと考えております。またこの都庁、新宿でも約1万人を超える職員の皆さんが通勤をしているわけで、職員の皆さんには、「隗より始めよ」の精神の下で、職員の全員がテレワーク又はオフピーク通勤に率先して取り組んでいただきたいと存じます。

もとより、第一回都議会定例会が開催中ということもありますけれども、皆さんにはご苦勞をおかけいたしますけれども、ここを正念場と捉えて、もう一段高い取組を進めていただきたいと思えます

今後、1、2週間が都内の感染拡大を最小限に抑えこむという意味で、極めて重要な時期ととらえて、あらゆる手段を講じて感染患者が増加するペースを可能な限り抑制をする。そして重症患者が万が一増加した場合の適切な医療体制の確保についても、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思えます。都立学校などの例もだしております。都ができることをまず行っていく、そしてそのことを参考にしていただいて、民間の皆さま方にもご協力を徹底してお願いをしていくということでございます。

改めて申し上げます。正念場であります。力を合わせて頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局等それぞれ引き続きよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、「第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。